

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる経費の状況

社会保障の安定財源の確保等を図る税政の抜本的な改革を行うため、平成24年8月に消費税法及び地方税法等が改正され、平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。平成31年度一般会計当初予算における地方消費税交付金の消費税率引き上げによる増収額を以下の社会保障経費に活用します。

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	180,050	125,770	1,344	52,936
	老人福祉事業	37,586	14,916	561	22,109
	児童福祉事業	155,936	62,735	2,308	90,893
社会保険	国民健康保険事業	71,696	22,800	1,211	47,685
	後期高齢者医療事業	118,963	14,504	2,586	101,873
	介護保険事業	123,690	3,876	2,967	116,847
保健衛生	保健衛生事業	13,053	300	316	12,437
	予防接種事業	22,265	403	541	21,321
合 計		723,239	245,304	11,834	466,101